

球磨村立中学校における運動部活動の指針

平成30年8月21日

球磨村教育委員会

1 中学校における運動部活動の意義と留意点

学校の教育活動の一環として行われる運動部活動は、生徒の自主的・自発的な参加により行われ、異年齢との交流の中で、生徒同士や教員と生徒等の人間関係の構築を図ったり生徒自身が活動を通して、自己肯定感を高めたりするなど、その教育的意義が高い。またスポーツに関する科学的知見やスポーツとの多様な関わり方及びスポーツがもつ様々な良さを実感でき、自己の適性等に応じて、生涯にわたるスポーツとの豊かな関わり方を学ぶことができる。

運動部の活動は、主として放課後に行われ、特に希望する同好の生徒によって行われる活動であることから、生徒の自主性を尊重する必要がある。また、生徒に任せすぎたり、勝つことのみを目指した活動にならないよう留意する必要がある。

運動部の活動の意義が十分発揮されるよう、生徒の個性の尊重と柔軟な運営に留意したり、生徒のバランスのとれた生活や成長のためにも休養日や練習時間を適切に設定したりするなど、生徒の現在及び将来の生活を見渡しながらか、生徒の学びと生涯にわたるキャリア形成の関係を意識した活動が展開されることが必要である。また、生徒の能力・適性、興味・関心等に応じつつ、健康・安全に留意し適切な活動が行われるよう配慮して指導することが必要である。

2 学校における活動方針等

(1) 運動部活動の指導にあたっては、担当顧問の意思のみで行われることなく、学校教育活動の一環として校長を中心とした責任体制の下、学校の指導方針に沿って行う。

(2) 活動方針は、上記の意義を踏まえつつ、本指針及び各学校の教育目標、学校規模、地域の特色を生かして設定されるべきであり、次の事項に配慮する。

ア 生徒が豊かな学校生活を送りながら人格的に成長していくという運動部活動の基本的意義を踏まえ、勝利至上主義に陥ることなく、生徒の主体性や個性を尊重した運営に努める。

イ 競技志向や楽しみ志向、仲間づくり志向や健康づくり志向等、生徒の多様なスポーツニーズにこたえ、一人一人が自己実現できるような指導に努める。

ウ バランスのとれた生活やスポーツ障がい・外傷を予防する観点から、練習日数や1日当たりの練習時間、休養日の適切な設定を行う。

エ 練習及び練習試合等の実施については、生徒の安全確保を最優先し、適切な対応を行う。

(3) 各学校においては、本指針に則り、「学校の運動部活動に係る活動方針」を毎年度作成する。

(4) 各部活動は、「学校の運動部活動に係る活動方針」に基づき、年間の活動計画（様式1）並びに毎月の活動計画及び活動実績（様式2）を作成し、校長に提出する。

(5) 「運動部活動の方針」や活動計画、活動の様子等を学校のホームページに掲載するなど、保護者に積極的に情報を発信し、理解を得ながら連携協力して活動を推進する。

3 部の位置付けと設置

運動部活動は教育活動であり、学校の教育目標及び活動方針等により、学校の校務分掌等に明確に位置付ける必要がある。

また、部の設置にあたっては、生徒の希望、指導者、施設設備等の条件を踏まえて適正

(2) 活動時間

- ア 平日の活動時間は、日没前に生徒が安全に帰宅できるよう終了時刻を定め、長くとも2時間程度とする。
- イ 土曜日、日曜日、祝日、長期休業日の活動時間は、午前または午後の半日を原則とし、長くとも3時間程度とする。
- ウ 始業前の早朝練習については、生徒の健康面・安全面や家庭の負担がかかることや、顧問教員の多忙化を招くことから、行わないものとする。

(3) 練習試合

- ア 練習試合の移動範囲については、原則として県域内とする。
- イ 練習試合は、生徒の発育発達からみて月3回以内とする。
- ウ 実施にあたっては、顧問が、練習相手、試合日、場所、時間、引率者等について計画書を提出し、事前に校長の承認を得る。

(4) 生徒の安全確保

活動については、生徒の安全確保を最優先する。気候変動等により生徒の安全を確保できない場合は、活動の中止や計画の見直し等、適切に対応する。特に、夏季においては、「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会）や気象庁が発表する情報等に十分留意する。気象庁の高温注意情報が発せられた当該地域・時間帯における活動は原則行わないこと、落雷等の危険がある場合はためらうことなく屋外での活動の中止や延期を行うこととする。

また、大会等への参加についても同様とする。

(5) その他

人数不足で正規のチームが組めない場合は、関係校長の判断と承認のもと、近隣の学校と合同で活動や練習試合を行うことができる。

10 運動競技会への参加

顧問は、事前に、大会名、主催者、大会期日、会場、引率者等を明記した計画書を校長に提出し、承認を得る。

校長は、熊本県教育長通知「児童生徒の運動競技について（平成14年3月11日付け教体第1958号）」を参考にし、大会が学校教育活動の一環であるという判断の下、学校の設置者が定める大会数の上限となる目安等を参考に、生徒や顧問の過度な負担とならないよう精査して承認する。

運動競技会の開催地域及び大会数については次のとおりとする。

- (1) 生徒が参加する運動競技会の開催地域及び競技ごとの大会数は、県域内における参加を基本とし、県大会への参加は中学校体育連盟の主催大会年1回、共催大会年2回程度とする。
- (2) 大会参加については、生徒の心身の発達の段階からみて、中学校体育連盟の共催大会及び競技団体等が主催するその他の大会を含め月2大会までとする。（中学校体育連盟が主催する大会を除く。）

11 運動部活動以外の部活動について

運動部活動以外の部活動の活動についても、学校教育活動の一環であることから、この指針を準用する。

な数の部活動を設置する。

4 顧問等

各部の顧問は、自校の教職員（部活動指導員を含む。）をもって充てる。部活動指導員のみで顧問を構成する部においては、教諭等を担当に充てる。

なお、安全上特に専門的な指導が必要な部については、適切な人材を顧問として配置する。

また、校長は、教職員以外に外部の指導者を求める場合、指導者の人格が生徒に与える影響の大きいことを考慮し、学校教育活動の一環である運動部活動の意義に対する理解と指導者としての資質と能力を備えた人材を年度ごとに委嘱する。

5 顧問の指導

顧問は、運動部活動の意義を十分に踏まえ、学校の教育目標及び活動方針が具現化されるよう、校長の責任の下、全教職員等と連携協力し、指導する。

また、肉体的、精神的な負荷や厳しい指導と体罰等の許されない指導をしっかりと区別する。

6 校内委員会の設置

教職員、保護者、地域の方々等で構成した校内委員会を設置し、適正な運動部活動の推進を図るために、会議や研修会を実施する。

7 社会体育関係団体との連携

地域や学校の実態に応じて、地域のスポーツ指導者やスポーツクラブ等と連携を図り、運動部活動の充実につなげる。

8 経 費

運動部活動の経費については、必要かつ最小限度にとどめるよう運営の改善に努めるとともに、会計処理・会計報告を適切に行う。

9 活 動

活動日、活動時間及び練習試合については、校長の承認の下、顧問が作成した計画に基づいて行う。

(1) 活動日

ア 1週間の活動日は、5日以内とし、平日1日以上、週末（土曜日及び日曜日）1日以上、計2日以上を休養日とする。また、毎月第1日曜日は完全休養日とする。

イ 土曜日、日曜日、祝日に活動する必要がある場合は、生徒のバランスのとれた生活や成長からみて無理のない範囲で活動し、休養日を他の日に振り替え、適切に休養日を確保する。

ウ 長期休業中は、その意義を踏まえ、ある程度長期のまとまった休養日（オフシーズン）を設け、生徒に十分な休養を与える。

エ 定期試験前後の一定期間等、学校全体で定められた共通の休養日又は活動時間の制限については、その意義を踏まえ、確実に実施する。